

知事コメント (関与取消訴訟の提起について)

本日は関与取消訴訟の提起について、そして地盤改良工事が及ぼす環境影響の懸念についての2件について報告いたします。

【関与取消訴訟の提起について】

本日、沖縄県の公有水面埋立承認取消処分に対して国土交通大臣が行った裁決の取消しを求めて、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消訴訟を提起しました。

県は、平成31年4月22日付けで国地方係争処理委員会に対して、国土交通大臣が4月5日付けで行った裁決を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出を行いました。去る6月17日、申出を却下するとの決定がなされました。

公有水面埋立法は「承認」と「免許」をはっきり分けており、沖縄防衛局長は一般私人と同じ立場ではありえない「固有の資格」により埋立工事を進めております。また、沖縄防衛局と国土交通大臣は、内閣の一致した方針に従って辺野古埋立工事を進める政府の機関であり、国土交通大臣の裁決は、あたかも選手と審判を同じ人物が兼ねているようなもので、まさしく自作自演、結論ありきで公正さに欠けていると言わざるを得ません。

これらのことから、県は、審査申出において、同局長が国民の権利利益を救済するための行政不服審査法により審査請求を行うことは違法である旨主張いたしました。このことについては、昨年10月、110人もの行政法学者から「制度の濫用であり、法治国家にもとる」との声明が出されております。

しかし、国地方係争処理委員会は、「承認」と「免許」は結論として同じであるとして、裁決は同委員会の審査の対象となる関与に該当しないと判断しました。県としては当該決定に不服があるため、本日、福岡高等裁判所那覇支部に訴えを提起したものであります。

沖縄防衛局長が審査請求を行うことについてこれまで裁判所の判断が示されたことはありません。「このような形で国が国に審査請求をするのは何かおかしい」という素朴な疑問をお持ちの方も多いと思います。裁判所におかれては、これらの声に耳を傾け、地方自治の理念に照らし、国と地方のあるべき姿を示す判断をしていただきたいと考えております。

【地盤改良工事が及ぼす環境影響の懸念について】

次に、軟弱地盤につきまして、政府が計画する地盤改良工事が実施された場合の環境影響の懸念を取りまとめましたので、本日、その結果を公表いたしました。

政府が示した報告書によると、計画されている地盤改良工事は、大浦湾内に90隻を超える作業船を用い、7万7千本に及ぶ砂杭を海底に打ち込み、必要な砂の量は東京ドーム5.25個分に相当する約650万立方メートルに及ぶという、大規模な工事とされており。

しかしながら、同工事に伴う環境影響の検討内容は、不確実性の高い地盤改良工事の計画を前提とした上で、予測の根拠となるデータを示さず、サンゴ類や海藻草類（かいそうそうるい）等への影響を検討せずに、地盤改良工事のみによる影響を切り出した客観性に欠ける恣意的なものであり、地盤改良工事に伴う環境影響の懸念を払拭できるものとはなっておりません。

県としましては、このような辺野古埋立工事の問題点を指摘し、今後、沖縄でどのようなことが行われようとしているのかを、国内外に発信することによって、多くの人に知っていただきたいと考えております。

そもそも辺野古新基地建設問題について、県はかねてから、政府に対し、司法によらず、対話による解決の必要性和重要性を繰り返し述べております。

申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながら、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を、粘り強く訴え、辺野古新基地建設阻止、そして普天間飛行場の運用停止を含む1日も早い危険性の除去を求めてまいりたいと考えております。

私は、過去2回の知事選挙を含む一連の選挙、そして県民投票によって明確に示された普天間飛行場の辺野古移設に反対するとの民意に添い、全身全霊で県民の強い思いに応えてまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年7月17日

沖縄県知事 玉城 デニー